

岩手県告示第709号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年9月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション等		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社真心デイサービス安寿	北上市和賀町横川目36地割38番地1	指定訪問看護事業所 在宅ケアサービス安寿	北上市村崎野15地割539番地2	平成27年8月4日